# 扶養申請書

記入日〇〇年〇〇月〇〇日(必ず記入)

### ベネッセグループ健康保険組合理事長 殿

以下のとおり被扶養者認定審査をしていただきたく、**被扶養者(異動)届・認定確認書類(添付書類)**を添えて提出します。(**被扶養者(異動)届**は各会社・団体の人事担当者よりお取り寄せください)

なお、認定審査においてさらに詳しい調査が必要となり、健保組合から会社・団体の人事を通して追加調査の 依頼があった場合、それに応じることに同意した上で申請します。

選択欄は該当する項目に〇をつけてください。

上払よりは ひょう プラコ しょうよい	(近し事業)。 こいつは ソジロがたき どかが ノジチェハ	
人作りはもればく こむ人く ださい	(添付書類については必ず別紙をご確認ください)	

被保険者等 000 - 1234 被保険者 健保 大郎 配偶者の有無 有					
記号-番号   500   1204   氏名   <b>佐</b> 休 八角   (いずれか〇) (無 )未婚 (離婚) 死別)		<b>F</b> -夕	健保 太郎	() . 181	1

※ 配偶者<u>(有)</u>の場合は配偶者の収入証明が必要です。(収入なしの場合は所得証明書(記載省略なし)添付) (配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は省略できることもあります。)

選択欄は該当する項目に〇をつけてください。

〈認定対象者調査〉○対象者の世帯全員が記載されている住民票(記載事項の

<b>続柄</b> は認定審査	に必要です。詳細に記載く	ださい。(例:長男・	実父・義母・内縁・	(十等)		_	i
認定対象者 氏 名	健保 花子	配偶者の有無 (いずれか○)	有 無 未婚・離婚 死別)	被保険者 との <b>続柄</b>	実母	同居・別居 (いずれか○)	
<u>認定対象者</u> の収入等の 調査	【受給期間延長の場 □妊娠・出産・育 前健康保険から 「はい」の場合 受給 □本人の病気・け	入 等収入 老齢年金   <b>※「退職日のわかる</b>   <b>※「退職日のわかる</b>   <b>※「退職日のわかる</b>   <b>※「退職日のわかる</b>   年 で 間延理産   一   一   一   一   一   一   日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	(ありりなし) 年金 □ (はいいななを書えたい) 年金 (はいいななを書えたいの)「退職金額のわか 日	( <u>年額</u> ( <u>年額</u> ( <u>年額</u> ( <u>年額</u> ( <u>年額</u> ) ( <u>年額</u> ( <u>大字額</u> ( <u>大子の</u> ( <u>大子の</u> ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	た)  fnの年収がわれる  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A  A	<u>円</u> ) 未加入) <u>日</u>	
扶養することで とに事情 (説明不足の 場合にとなるので注意)	①扶養の実態(今までの 今までは父が扶養しない 今までは父が扶養しない。 ②被保険者が扶養しない。 ※認定対象者を扶養できる。 よってこれらを証明する ※証明する添付書類が基準 ※別居の場合、添付書類が 父の死亡後、母と同い 母の収入は遺族年金の 内容によってけまらに	ておりましたが、 ければならない理 5基準は、被保険者で 5添付書類が必要とす 地に反する場合には、 が必要です。必ず別様 ますることになっ のみで、世帯の中	女の死亡により私 由 の収入が家族の中でい よります。 事情を詳しくご記え 氏「添付書類の具体を たため。 で収入が一番多い	が母を扶養すい いちばん多いこ 人ください。 例」をご確認く	<b>さされた</b> とです。 ださい。	るため。	

# 被扶養者認定の手続き

#### 一 申請窓口は各会社・団体の人事担当者です 一

### ○ 被扶養者認定のための必要書類

- ①被扶養者異動届(各会社・団体の人事担当者よりお取り寄せください)
- ②扶養申請書 (ホームページから出力できます)
- ③子供を扶養に入れる場合、配偶者の収入証明が必要です。(年間収入が多い方が扶養するのが原則のため) (被保険者の配偶者が当健保組合の被扶養者となっている場合は、省略できることもあります)

その他の書類については、下表のとおりです。「添付書類の具体例」もご確認ください

#### ○ 手続きはお早目に(認定希望日から<u>5日以内</u>に提出ください)

ntes.	恩定対象者	<b>寸書類</b>	収入に関する証明書   等認定対象者の「 所得証明書」等	同居者の収入に関する証明書	仕送り確認証明 (手渡し不可)	在学証明書 (予備校含む)	戸籍謄本( 抄本)	世帯全員の住民票(記載省略なし)	国保の場合は≪注1≫前加入健康保険資格喪失証明書	扶養申請書 ( ホームページ)
	無職・無収入(市区町村発行の<0円の>「所得証明書」要)		•					•	<b>A</b>	•
配偶者	収入がある場合		•					•	<b>A</b>	•
	内縁		•		0		•	•	<b>A</b>	•
	配偶者も当健康保険組合の被扶養者の場合	高校生以下の子		<b>A</b>				•	<b>A</b>	•
		上記以外の学生	<b>A</b>	<b>A</b>		•		•	<b>A</b>	•
		15歳以上の学生でない者	•	<b>A</b>	0			•	<b>A</b>	•
	配偶者が他の健康保険に 加入している場合	高校生以下の子		•				•	<b>A</b>	•
- <b>←</b> 4TT.		上記以外の学生	<b>A</b>	•		•		•	<b>A</b>	•
		15歳以上の学生でない者	•	•	0			•	<b>A</b>	•
	離婚・死別等により、 配偶者なしの場合	高校生以下の子						•	<b>A</b>	•
		上記以外の学生	<b>A</b>			•		•	<b>A</b>	•
		15歳以上の学生でない者	•		0			•	•	•
父母	無職・無収入(市区町村発行	テの<0円の>「所得証明書」要)	•	<b>A</b>	0			•	•	•
(養父・養母)			•	<b>A</b>	0			•	•	•
(曾)祖父母			•	<b>A</b>	0			•	•	•
兄・姉 弟・妹			•	<b>A</b>	0	•		•	•	•
孫				<b>A</b>	0	<b>A</b>		•	<b>A</b>	•
その他3親等 以内の親族	同居が条件			<b>A</b>		<b>A</b>	<b>A</b>	•	•	•

※健保組合への書類提出が遅れ、月をまたいだ場合は、提出月の1日までしか遡り認定ができません。

- ※「所得証明書」「世帯全員の住民票」は、その年の1月1日現在のお住まいの市区町村が発行します(有料)。 必ず<u>「記載省略なし」</u>のものをお取り寄せください(記載省略されているものは無効)。
- ※提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は、事前に写しをとって申請してください。
- ≪注1≫「資格情報のお知らせの写し」もしくは「資格確認書の写し」もしくは「被保険者証の写し」

## 添付書類の具体例

給与 (パート・アルバイト) 等収入がある方	□直近2~3カ月分の給与賞与の明細写し □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)						
自営業・農業等収入のある方	□所得証明書 □確定申告書・収支内訳書(損益計算書)の写し ※3年間提出いただく場合もあります □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)						
不動産・株・配当等収入のある方	□所得証明書 □確定申告書・収支内訳書(損益計算書)の写し ※3年間提出いただく場合もあります □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)						
年金等収入がある方 (老齢・遺族・障害・労災等)	□所得証明書 □直近の年金振込通知書または年金改定通知書の写し等 ※遺族年金・障害年金・労災年金は「所得証明書」に載らないため 受給中の場合は必ず直近の年金振込通知書 または年金改定通知書の写しを添付してください。 □世帯全員の住民票 □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)	),					
無職・無収入の方	□<0円の>所得証明書(記載省略なしのもの)						
失業給付を受給しない方 (受給期間延長の方も含む)	□雇用保険被保険者離職票の写し または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し □受給期間延長の場合:雇用保険被保険者離職票の写し 受給期間延長通知書の写し □雇用保険失業給付等に関する誓約書(ホームページから出力できま □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)	ミす)					
失業給付受給予定の方 (待期期間中・給付制限期間中の方)	□雇用保険受給資格者証両面の写し □雇用保険失業給付等に関する誓約書(ホームページから出力できます) □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)						
失業給付受給中の方	□雇用保険受給資格者証両面の写し ※基本手当日額より年収を計算して、年収が基準額を超える場合は不認定 □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は≪注1≫)						
失業給付受給が終了した方	□雇用保険受給資格者証両面の写し(「受給終了」の印字があるもの □前健康保険資格喪失証明書(国保の場合は《注1》)	)					
18 歳以上の学生	□在学証明書または学生証両面の写し ※大学院生・通信教育・夜間学生などの場合は、所得証明書も必要 収入がある場合は、直近2~3ヵ月分の給与明細写しも提出	π <del>ζ</del>					
外国人の方(日本国籍を有しない方)	□在留カードの両面または査証(ビザ)または特別永住者証明書の写 ※外国語で作成された書類の場合、翻訳者の署名がされた日本語の を添付。 □住民票						
海外へ在住する方(日本国籍を有する力	<del>5</del> )						
① 海外において留学する学生	□査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し						
② 海外に赴任する被保険者に同行する者	□査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住 証明書等の写し						
③ 観光・保養又はボランティア活動その他 就労以外の目的で一時的に海外に渡航 する者	□査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの 参加同意書の写し □住民票						
④ 被保険者が海外へ赴任している間に当 該被保険者との身分関係が生じたもの であって②と同様と認められる者	□出生や婚姻等を証明する書類等の写し						
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡 航目的その他の事情を考慮して日本国 内に生活の基礎があると認められる者	□※個別に判断						
※①~⑤の添付書類について、外国語で作	成された書類の場合、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付						
別居の方	□送金証明書の写し(3回分) ※手渡し不可 ※原則として毎月、定期的・継続的に送金していない場合は、認定 ※「単身赴任」が理由で配偶者・子供が別居する場合、送金証明書 □別居世帯全員の住民票						

- ※提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は事前に写しをとって申請してください。
- ※扶養認定審査時に、追加の書類をお願いすることがあります。その際はご協力をお願いします。
- ※被扶養者の資格調査を、定期的に行っています。別居の方は、送金証明書(3回分)の提出がない場合には 原則扶養認定を解除させていただきますので、<u>送金証明書は必ず保管しておいてください。</u>
- ≪注1≫「資格情報のお知らせの写し」もしくは「資格確認書の写し」もしくは「被保険者証の写し」